

## 仕 様 書

### 1 業務件名

海上自衛隊下総航空基地における展示即売店の設置及び営業

### 2 業務内容

展示即売店の設置及び営業

### 3 相手方の決定

本業務を行う者（以下「丙」という。）については、海上自衛隊下総航空基地隊司令（以下、「甲」という。）が決定する。

### 4 国有財産の使用許可

(1) 丙は、展示即売店設置に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、防衛省北関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

(3) 次号に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。

ア 国が国有財産を使用する場合

イ 丙が使用許可条件に違反した場合

(4) 丙は、使用許可期間が満了した場合又は前項により使用許可が取り消された場合は、直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合、丙は国に対し一切の補償を請求することはできない。

なお、使用許可期間満了後に継続する場合はこの限りではない。

### 5 丙の資格

丙は、次の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

### 6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

なお、光熱水料は別途徴収する。

### 7 業務期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。

## 8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てを行わないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

## 11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合は、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告するものとする。

## 12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報及び施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞き又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合又はその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

## 15 業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行するものとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないものとする。

(2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うものとする。

- (3) 展示即売店の設置及び撤去に係る費用は、丙の負担とし、使用する備品についても丙が用意するものとする。また、当該作業の遂行に当たっては担当職員の指示に従うものとする。
- (4) 本業務に要する光熱水料は、丙が負担するものとする。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要や要望のある商品等の提供に努めるものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、同許可を取得した後に販売するものとする。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時対応するものとする。
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書の写し）、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出するものとする。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議するものとする。

## 16 仕様の細部

各店舗等の仕様の細部については、次のとおり。

- (1) 業務内容  
展示即売店の設置及び経営  
(販売品目は、酒類を除く。)
- (2) 設置場所  
海上自衛隊下総航空基地 厚生センター
- (3) 国有財産使用許可面積  
最大16.0㎡
- (4) 営業日は、申請に基づき、国有財産使用許可書により許可された日とする。ただし、業者側の都合により営業日を変更する場合は、変更する日の2週間前までに甲に連絡すること。
- (5) 営業時間  
原則として、午前10時から午後4時までの間とする。
- (6) その他営業条件  
国の行事及び緊急時等は、別途協議する。